

防衛特別法人税の実務対応報告、公表議決へ—ASBJ

去る2月3日、企業会計基準委員会は、第569回企業会計基準委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

防衛特別法人税に関する実務対応報告

2025年11月に公表されたいた、実務対応報告公開草案72号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」に寄せられたコメントへの対応と文案が検討された。公開草案から大きな修正はなされず、委員から特段の異論は聞かれなかつた。

次回親委員会（2月24日開催予定）にて公表議決予定。

排出量取引制度に係る会計上の取扱い

第175回実務対応専門委員会（2026年2月20日号（No.1768）情報ダイジェスト参照）に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

(1) 無償割当の排出権の認識

G X推進法に基づく排出量取

り制度における排出権の資産計上において、制度対象事業者が無償割当の排出権（制度対象事業者の届出に基づき国から無償で割り当てられた排出権）の量を超えて排出を行う部分について、経済的資源の流出が生じるものとして負債（引当金）を認識する考え方を前提とした場合

には、無償割当の排出権に関して、市場取引等を通じて購入すべきかどうかについて、事務局は次が適当とした。

た排出権と同様に資産を計上すれば次の2つの考え方を示し、案1が適当とした。

(案1) 無償割当の排出権は、制度対象事業者の排出権の保有義務と一緒にとして付与されるものであることから、資産を認識しない。

委員から異論は聞かれなかつた。

(案1) 帳簿価額の減額は不要である。
(案2) 保有する排出権の帳簿価額を減額する必要がある。

上において、制度対象事業者が無償割当の排出権（制度対象事業者の届出に基づき国から無償で割り当てられた排出権）の量を超えて排出を行う部分について、経済的資源の流出が生じるものとして負債（引当金）を認識する考え方を前提とした場合

には、無償割当の排出権に関して、市場取引等を通じて購入すべきかどうかについて、事務局は次が適当とした。

た排出権と同様に資産を計上すれば次の2つの考え方を示し、案1が適当とした。

(1) 適用時期

最終基準の公表日以後最初に

委員からは「他の会計処理との関係性を踏まえて検討すべき」との意見が聞かれた。

(2) 事後の測定

排出権を事業投資として会計処理する場合、時価に基づく評価替えや減価償却を行わないことが考えられるが、固定資産の減損等の会計基準との整合性から、排出権の市場価格が一定程度下落した場合の帳簿価額の減額の要否について、事務局は次の2つの考え方を示し、案1が適当とした。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年12月期) 2カ月延長法人(令和7年11月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4月、7月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税は3月16日(月)まで、消費税・地方消費税は3月31日(火)まで、相続税は相続があつたことを知った日から10カ月以内である。

到来する4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用する。

早期適用について、最終基準の強制適用日の1年前の4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができる。

本改正の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。また、本改

温室効果ガス排出の開示に対する 改正案へのコメント対応、検討

会計

正の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、本改正の適用後においても継続し、本改正の適用日における会計処理の見直しありおよび遡及的な処理は行わない。

(3) その他

金融商品会計基準および金融商品実務指針の改正文案案ならびに、本改正に関連した連結会計基準の改正案が示され、検討された。

*
委員からは異論は聞かれず、次
回親委員会（2月24日開催予定）
にて公開草案を公表議決予定。

ヨの開示に対する ノト対応、検討

たコメントに対する検討を開始した。

去る2月12日、SSBJは第63回サステナビリティ基準委員会を開催した。SSBJは2025年12月15日に、ISSB公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正案」に対応して「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として3つの公開草案を公表したが、今回より、公開草案に寄せられた

公開草案についておおむね賛同意見が聞かれたものの、内容の明確化を求める声や、ISSO基準と表現をより整合させるべきとのコメントが寄せられた。コメントを受け、次の修正を

ポジティブ・メンタルヘルス
長所を認めてあげるところも
あなたの長所

江口 肇

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 2月3日	「電子帳簿保存法関係届出書等の様式の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	2025年度税制改正により、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この法律に規定する届出書の様式に所要の整備を行うもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/kaiseir0801xx/index2.htm
2026年 2月4日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	2026年2月4日現在の、ASBJが開発中(開発予定を含む)の会計基準に関する検討状況および今後の計画をまとめたもの。「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」の最終化、および譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関する金融商品会計基準等の改正案が2026年2月公表予定とされている。 https://www.asbj.jp/wp-content/uploads/sites/4/2026_0204.pdf

総選挙後に意識と長期金利上昇

これまで、現在の長期金利水準をただちに危機と捉えるのは適切ではない。2%台前半という水準は、ゼロ近傍に張り付いていた局面からみれば大きな変化であるものの、国際比較では依然として低位にある。減税率も時限措置とされており、ただちに財政軌道が大きく逸脱するとは言い切れない。ただし、財源設計が具体化しないまま議論が進む構図は、将来の基礎的財政収支の経路に対する見通しの分散を広げる可能性がある。時限措置とされても延長圧力が強まれば、恒久的な減収へと発展する余地は残る。市場が意識し始めたのは赤字の規模そのものというより、財政運営のアンカーがどこに置かれるのかという点であろう。

名目成長率が長期金利を上回る関係が維持される限り債務の持続性は保たれるが、金利が先行して上昇する局面では利払費用の重みが増すことも否定できない。今後の予算編成や財源の具體化が、その評価を左右する局面に入りつつあるだろう。

証
券

「責任ある積極財 進むか?

2月8日に実施された総選舉の結果は、高市首相の率いる自民党が全議席の3分の2を占据了。これは参議院で与党提案の議案が否決されても衆議院で再可決することを可能にし、憲法改正の発議が可能になる水準である。首相の政策実施を妨げるものは何もないという状況が歴史上はじめて実現した。

選挙前、自民党優勢の予想が出ても一進一退を続けていた株価は、この結果をみて素直に上昇反応した。日経平均は2日連続4桁上昇となり58,000円近くに達した。年初からの上昇率は約15%になる。株式市場は総選挙の結果、高市首相の「責任ある積極財政」が迅速に実行されそうだと期待したのである。

総選挙が終わって、「高市トレード」はフェーズ2に入った。ただ、このまま順調な株価上昇が続くかといえば、いくつか問題があることを指摘せざるを得ない。積極財政が効果的となるためには予算の執行が急がれるが、2026年度予算が総選挙実施のため成立が遅れれば、年

政」は迅速に

総選挙後に意識される財政リスク と長期金利上昇の背景

「責任ある積極財政」は迅速に進むか?